

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|-------|---------|-----|-----|
| | 文書分類 | 回 覧 処 分 | | | | |
| | M・5・1・8 | 会 長 | 副 会 長 | 事 務 局 長 | 係 長 | 係 員 |
| 月 日 | 保存種別 | | | | | |
| | 永 久 | | | | | |

川崎町農業委員会

2月総会議事録

期 日 平成31年2月 8日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分については●で消しています。

平成31年2月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前13時30分

2、出席委員(13人)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 土田 大作 | 2番 | 高山 富昭 | 3番 | 田所 義信 |
| 4番 | 中村 明 | 5番 | 西山 一郎 | 6番 | 政時 修 |
| 7番 | 松江 英幸 | 8番 | 大内田 峰夫 | 9番 | 谷 照明 |
| 10番 | 原 健治 | 11番 | 原口 友博 | 12番 | 横田 裕子 |
| 13番 | 山下 理江 | | | | |

3、欠席委員(1人)

| | |
|----|------|
| 6番 | 政時 修 |
|----|------|

農地利用最適化推進委員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 木下 重光 | 松崎 正臣 | 奥 俊英 |
| 鍋藤 清孝 | 奥 俊英 | 川根 節生 |

4、本会事務局 局長 中野 新吉郎 係長：林 勇 再任用職員 森元 清孝
嘱託職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第10番 原委員 第11番 原口委員

- ・議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・その他 農地・非農地判断の実施について【1月総会作業(案)持参】

事務局 定刻になりましたので、平成31年2月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行したいと思います。それでは、議長お願いします。

議長 (挨拶)
それでは日程第1、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長が指名させていただくことにご異議ありませんか。(なし)4番 ●●委員 5番 ●●委員をお願いいたします。それでは議題に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号 番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。この議案は譲受人と譲渡人は兄弟で同じ敷地内の別棟に住んでいて、弟の家族の住居が手狭になった為に、兄名義の田に贈与で譲り受けて一般住宅を建設するものです。番号1、譲受人住所、●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、土地の所在、●●番地、地目、●●、面積、●●m²、申請理由、一般住宅への贈与のため。通作距離は、車で2分、2ページに位置図、3ページに航空写真、4ページに計画平面図を添付しています。場所は、旧長喜園、今は老人ホーム患愛園から北に行った所に位置します。現地は2月5日農業委員であります●●委員と●●推進委員と現地確認をしました。この議案について承認をいただければ県に進達をします。説明については以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、推進委員の●●委員さん補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をしました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いします。

●●委員 患愛園の近くで先程、事務局が説明したとおりですが、太田地区の村中に兄弟で同じ敷地に住んでいて、それぞれ結婚もして家族が増えたので兄名義の畑を贈与して一般住宅を建てると言う事です。以上です。

議長 ただ今事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手願います。(なし)

それでは、お諮りします。議案第1号、農地法第5条の許可申請について原案のとおり賛成の方挙手をお願いします。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり承認とし県へ進達し

議 長 ます。
その他に入ります。農地・非農地判断の実施について。
農地パトロールで非農地判断した農地の取扱いについての説明は、
配布した資料を基に、全て通して説明させた後で、ページ毎を質
問・意見を伺いながら、決定して行く事にしたいと思いますがよろ
しいですか。
(異議なし)

事 務 局 農地パトロール等で(B分類)非農地判断した農地の取扱いと、今
日は別紙、ページ番号を記載した分を今日は用意しています。前回
の総会で川崎町でも非農地判断をしていく、と言う承認を貰いまし
た。今日は前回の資料を基に解りやすく、資料P1(フローチャー
ト)にて説明します。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。P1 ページについて意見がある方はいませんか。

奥 委 員 私は、お金もかかるし何の得も無いから地目も変更はしないと思う。何かに地目を変更して転用などをする時は別ですけど。

局 長 今、言われた内容は、P3 ページに書いてある事と思いますが、言われたような意見を所有者意向確認書が届いた時に、利用意向の回答欄に意思表示をして頂けたらと思います。

松崎 委員 農地パトロールをした結果の内容の結果が、1 ページになると思いますが、その中でB分類の農地があり、非農地判断をする農地の所有者に意向確認の通知をし、その回答を基に地元農業委員等により非農地決定意見書を提出後、総会で諮り、事務局で処理をするといった内容を言っているんだと思います。

議 長 事務局の説明が終わりました。P1 ページについて質問・意見がありませんか。
(なし)
決定してよろしいですか。
(異議なし)

議 長 続いて事務局、資料P2、3、4の説明をお願いします。
事 務 局 「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの
判断基準について。農用地に関してもいたしかたない。と言う事が
書かれています。農業委員会での仕事ではないのですが、関連があ
りますので読んでおいて下さい。(別紙P1～P2)

局 長 資料P2、3、4説明
今、非農地・農用地・と言った言葉が出てきましたが、その他に農
用地区域という言葉があります。川崎町の農地のほとんど農業振興
地域に囲まれています。その中で特に農地として確保しようとして
いるのが、農用地区域になります。農用地区域と言うのは、基本転
用は厳しい。制約がかかっているところになります。その農用地
区域で非農地と判断した時は、色々条件や基準がありますよ。と
言った内容が書いてあります。P2 ページの②は農用地区域でも、
いたしかたないと言う例外もあるということが書いているので見
ていて下さい。フローチャートで言うと農林振興課との合議をする
と言った所になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。P2、3、4 ページについて質問・
意見がありませんか。

(なし)

P2、3、4、決定してよろしいですか。

(異議なし)

議 長 続いて事務局、資料P5、6の説明をお願いします。

事務局 資料P5、6の様式、意見書、説明資料はこれで行きたいと思いますが良いですか。

議長 資料P5、6ページについて質問・意見がありませんか。

(なし)

P5、6、決定してよろしいですか。

(異議なし)

続いて資料P7、8ページについて質問・意見がありませんか。

(なし)

P7、8、決定してよろしいですか。

(異議なし)

今後、農地・非農地判断は今日の決定に添って進めていきますので
よろしくをお願いします。

その他ありませんか。

(事務局)

事務局 毎年、年度末に4・5条の転用箇所を見て回っていましたが、新農業委員さんになった時に、転用委員会が無くなりました。来月の3月総会で、H29年度、30年度に農地転用した箇所を議案としてあげます。3月総会后、農業委員さん全員で転用した現地をマイクロバスで確認に行きたいと思えます。全部で9ヶ所です。

後、活動記録簿の提出をお願いします。又、意向調査の回収が済んでない委員さんは、早急に回収をお願いすると共に、調査した日時を記録簿に記載して下さい。わずかですが、賃金が出ます。

それと農業新聞・農業者年金の加入推進をお願いします。

議長 他にないですか

(なし)

ないようですので、これをもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、3月8日(金)13時30分からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会2月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後14時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

4 委員

6 番委員

議 長
